

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和5年4月7日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 小野 功雄

1 業務概要

(1) 業務の名称 那覇港湾施設（R5）環境影響評価業務

(2) 業務内容 本業務は、那覇港湾施設代替施設を浦添ふ頭地区内に建設するにあたり、代替施設建設に係る環境の保全のために配慮すべき事項について検討し、計画段階環境配慮書を作成するものである。

計画段階環境配慮書の作成 一式

※過年度業務（那覇港湾（H29）環境影響評価業務）において作成した配慮書を現時点情報に修正する。

(3) 履行期限 令和6年3月15日

(4) その他 本業務は、資料提出及び見積り等を紙（電子入札システム対象外）で行う。

(5) 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う対象業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に申出のうえ紙契約方式に代えるものとする。

2 参加資格、選定基準及び技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格要件を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格要件を満たしている共同体であること。

(1) 単体企業

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体及び共同体の代表者並びに共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント（環境等）」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「A」の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、沖縄防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 建設コンサルタント登録規程に基づく「建設環境部門」を有すること。

カ 同種業務の実績

（ただし、共同体の場合は、共同体の代表者にのみこれを求める。）

キ 競争に参加しようとする者の間に、資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。

詳細は業務説明書による。

ク 配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。

ケ 配置予定技術者の資格

コ 配置予定技術者の経験

サ 配置予定管理技術者の 令和5年4月7日 現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、令和5年4月7日 現在の手持ち業務に沖縄防衛局発注業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回

る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

シ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

ス 業務実施体制の妥当性

業務の分担について、以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。

- ① 再委託の内容が、主たる部分の場合
- ② 業務の分担構成が、不明瞭又は不自然な場合
- ③ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

セ 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

(2) 共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成されている共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年4月7日 付沖縄防衛局長）に示すところにより防衛省競争参加資格において 那覇港湾施設（R5）環境影響評価業務に係る共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。）の通知を受けている者であること。

(3) 技術提案書の提出者を選定するための基準

ア 企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）

イ 配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ 業務実施体制の妥当性

エ 配置予定担当技術者の経験

(4) 技術提案書を特定するための評価基準

ア 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性

イ 特定テーマに対する技術提案

ウ その他

3 手続等

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局総務部契約課契約審査係

TEL 098-921-8131（内線157）

FAX 098-921-8167

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和5年4月7日 から 令和5年5月23日 まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。

イ 交付場所 上記(1)に同じ

ウ 交付方法 全て、CD-ROM（ダウンロードシステムは使用しません。）で交付を行う。

文書類：PDF（Acrobat11形式以下）

申請書類：Excel（Ver2010形式以下）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

この場合、上記(1)へ「図面データの取り扱いに関する同意事項」、データを保存するために必要なCD-ROM（未使用であることが確認できるものに限る。）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（書留分・日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付すること。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取り扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年4月19日 正午

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより行うものとする。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年5月24日 正午

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより行うものとする。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本 銀行コザ代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 沖縄防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 沖縄防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 技術提案書のヒアリングを行う。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(7) 上記2(1)イに掲げる級別の格付を受けていない単体企業又は上記2(2)に掲げる共同体としての資格の決定を受けてない者（競争参加資格の決定を受けてない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記3(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、当該特定の通知を受ける時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。

(8) 特定通知書により見積合わせの資格があると認めた者が見積合わせに応じなかった場合は、当局の行う調査に協力を求める場合がある。

(9) 詳細は業務説明書による。